

医療提供体制に関する意見中間まとめ（素案）

平成17年〇月〇〇日
社会保障審議会医療部会

I 基本的な考え方とこれまでの審議経過

1. 基本的な考え方

医療は、我が国社会の重要かつ不可欠な資産であり、~~我が國の~~医療提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤となっている。

医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものである。
患者、国民に対して選択に必要な情報が提供されつつ、診療の場面においては、
インフォームドコンセントの理念に基づき、医療を受ける主体である患者本人
が求める医療を提供していく、という患者の視点に立った本位の医療を実現し
ていくことが重要である。課題となっており、また、安全で質の高い、よりよ
い医療の実現に向けて、患者や国民が、その利用者として、また費用負担者と
して、これに関心を持ち、医療提供者のみに任せることではなく、自らも積極的
かつ主体的に医療に参加していくことが望ましい。

さらに、医療は、周産期医療、小児医療から始まり、生命のすべての過程に
関わるものであり、傷病の治療だけではなく、健康づくりなどを通じた予防から、慢性の症状を持ちながらの継続した介護サービスの利用や終末期における
医療まで、様々な領域と関わるものである。その過程においては、医療分野や
福祉分野の専門職種、ボランティア、家族その他様々な人が関わってくること
から、医療機関等において、医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を
発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、患者を中心とした協力と連携の体制を構築していく必要がある。

医療提供体制については、以上のような医療の望ましいあり方、理念に基づき、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民の意識の変化等も踏まえながらを背景として、安全で安心できる、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革に積極的に取り組んでいくべきである。

そして、改革のための具体的な施策を講じるに当たっては、医療提供体制の現状や医療に対する住民の意識は、都道府県により、あるいは都道府県の中でも都市部と中山間地とでは、大きな違いがあることから、それぞれの地域の状